

保育園利用者のみなさまへ

延長保育のご案内

●延長保育とは

標準時間保育をご利用の場合：標準時間保育開始前に行う保育のこと

短時間保育をご利用の場合：短時間保育開始前／終了後に行う保育のこと

※標準時間保育…午前8時～午後7時まで

短時間保育…午前8時～午後4時まで

●対象者

就労などの事情により、基本保育時間内でのお子さんのお迎えが難しい方。

●申込方法

「保育利用時間確認票兼延長保育申込書」をご記入いただき、保育園に提出してください。

●延長保育料金

裏面の表をご覧ください。

●注意事項

延長保育申込書により利用予定としている月のご利用がなくても、延長保育料が発生しますのでご了承ください。

【お問い合わせ】

担当 児童保育課 幼児保育係

電話 052-400-2911

延長保育料一覧

区分	利用時間	延長保育料（月額）
生活保護世帯	—	無償
市民税非課税世帯		
市民税所得割課税額が 48,600 円未満の世帯		
標準時間保育を ご利用中の方	午前 7 時 30 分から 午前 8 時まで	500 円
短時間保育を ご利用中の方	午前 7 時 30 分から 午前 8 時まで	500 円
	午後 4 時から 午後 5 時まで	500 円
	午後 4 時から 午後 6 時まで	1,000 円
	午後 4 時から 午後 7 時まで	1,500 円

※利用の有無にかかわらず、利用予定月は延長保育料が発生します。
利用を中止される場合は、必ず前月末までに保育園へご連絡ください。